平成２８年（フ）第７５９号
大阪市城東区関目４丁目14番９―707号
債務者　城内登貴子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８００号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目８番18―301号
債務者　米村　和惠
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８３２号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目24番13号　メゾン・マツワⅡ　305号、前住所大阪府阪南市尾崎町２丁目12番４号
債務者　山本　將文
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４０号
大阪市西成区南津守３丁目１番77―106号
債務者　竹田　耕治
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４２号
大阪市西成区南津守４丁目４番23号　アルファイングハイツ　402号
債務者　茨木　武士
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地66棟405号、従前の住所神戸市長田区二番町１丁目１番地　エバジオン　タテベ101号
債務者　西田　初男
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３号
神戸市中央区東雲通４丁目１番７号ハイム東雲102、従前の住所大阪市東住吉区桑津２丁目６番35号
債務者　伊藤美惠子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２号
神戸市中央区日暮通５―１―３―302、住民票上の住所神戸市北区中里町２丁目１番地の１　A―102号
債務者　伊津野伸一
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３３号
神戸市須磨区東落合１丁目３番169―306号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字乗越225番地の10
債務者　吉岡タズエ
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９号
神戸市兵庫区中道通１丁目３番16号シャルム中道301
債務者　水口　まや
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
神戸市西区南別府４丁目263番地の69　A206号
債務者　中西　　澄
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
兵庫県明石市二見町西二見18番地の11　アドリーム明石土山204号
債務者　岡本さおり
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
大分市大字森963番地の22
債務者　佐藤　敬子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
大分県別府市末広町６番34号　谷口アパート７号
債務者　石原　良子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
岩手県奥州市水沢区台町３番19号
債務者　石坂美喜子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第９０号
鹿児島県奄美市名瀬久里町２番19号（竹山ビル302号）
債務者　碩　　末則
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部